

第6期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

		記録(書記)	後藤
会議名	自立支援協議会(全体会)	回数	第6回
日時	2019年5月15日(水)	13時30分	～ 15時27分
会場	中野区役所 7階 第10会議室		
検討内容			
<p>◆区からの報告事項◆</p> <p>地域生活支援部会 部会長の柴山委員(東京都手をつなぐ育成会)が委員を退任されることになり、後任の委員については調整中である。また人事異動により坂田委員(東京都立中野特別支援学校)が退任されることになり、後任の委員として同校の先生に依頼をしているが現在調整中である。保坂委員(中野区療育センターアポロ園)が委員を退任されることになったため、鈴木久氏(中野区立療育センターアポロ園)を次回以降正式な委員としてお迎えしたいと思っている。</p> <p>事務局の体制は4月1日付の組織改正により、障害福祉分野が障害福祉課と名称変更し、障害福祉担当 副参事の菅野氏に代わり障害福祉課の課長として河村陽子氏が着任された。河村氏より一言ご挨拶があった。</p> <p>区からの報告があるため、今回は企画部 企画課 杉本課長が同席している。</p> <p>◆会長あいさつ◆</p> <p>10連休の間に新しい時代が始まり、令和元年ということで令和に入ってから最初の全体会になる。旧優生保護法の裁判が各地で起こっていて、いわゆる一時金支給法が成立した。被害を受けた方に対して一律320万円という、非常に小さい金額で補償が進められようとしている。報告書の中身を見ると、国としての謝罪がきちんとできておらず、我々からすると非常に残念な対応の仕方だと思う。関係者の方々は当時は合法的だったとおっしゃっているが、そもそも障害を理由にそのようなことが行われていたということを重く受け止めるべきだと、私としては感じている。障害のある方の人権については、引き続きこの自立支援協議会の中で視点を当てながら活動していきたいと、改めて思っているところである。</p> <p>保坂委員(中野区療育センターアポロ園)が事業所のご都合で退任されるということで、鈴木久氏(中野区立療育センターアポロ園)が本日いらしているが、委員の委嘱は区が行うことになっているため、委嘱が成立するまで本日は傍聴という形でご参加頂きたい。</p> <p>(1) 部会長(地域生活支援部会)の指名について</p> <p>◆会長より◆</p> <p>柴山委員が退任されるため、地域生活支援部会の部会長の選任をしなければならない。自立支援協議会の会則によると、部会長については会長が委員の中から指名するという事になっているので、昨年度地域生活支援部会の副部会長であった小島委員にお願いしたい。</p> <p>◆小島委員より一言ご挨拶◆</p>			

(2) 区からの報告事項

普及啓発冊子『なかのくユニバーサルデザイン』の発行について

(企画課 杉本課長より)

中野区ではユニバーサルデザイン推進条例を制定・施行していて、全ての方がそれぞれの意欲や能力に応じて社会参加する全員参加型社会や、街の魅力の向上による地域の活性化を目指している。この度ユニバーサルデザインの理解を深めて頂く目的のために、普及啓発の冊子を作成した。今回の普及啓発冊子の作成に当たり、障害者自立支援協議会の委員の数名の方にアンケート調査にご協力頂き、感謝を申し上げたい。今回の冊子の構成、内容については、2～3 ページはユニバーサルデザインの考え方や原則、4～9 ページにはまちなか駅・電車の中など場面ごとの困りごとの掲載、10～11 ページは困りごとに対する具体的な対応例、12～14 ページは毎日の生活の中で取り組めることを提示、15 ページは中野区が目指すユニバーサルデザインについて解説、裏表紙にはユニバーサルデザインに関する主要なマーク、ロゴを記載している。冊子はユニボイス対応になっている。特に 10～11 ページは実際に中野区に暮らす皆様や外国人の方の声を踏まえて、多様な方々と関わりを持つ際に具体的な配慮を掲載している。最後に、区はユニバーサルデザインを推進するための施策の方向や主な取組等を定めた計画を策定している最中である。

(質問)

この冊子を中野区聴覚障害者福祉協会に送付してもらうことは可能か。

(回答)

部数があまり無いため、本日配布した冊子を回覧して頂いたり、細かな部分については区のホームページをご覧頂きたい。

(質問)

この冊子は将来的に区民の方々に冊子として配布する予定があるか。視覚障害のある方のためにユニボイス対応になっているが、専用端末を所持している方がまだ少ないので、点字版や音訳版として発行する予定があるか。もし、その予定が無いのであれば、これらの点字版、音訳版を作成して配布することを認めて頂けるかどうか。

(回答)

区民の方に冊子そのものを配布することは、現在は想定していない。区のホームページ等で普及していきたい。中野区報でユニバーサルデザインの計画を策定する際の取り組みを紹介する際には、その中で紹介していきたい。申し訳ないが、点字版や音訳版の作成は今のところ予定していない。各団体で音訳版、点字版を作成・配布する取り組みは区としてもお願いしたいところである。そうしたご要望があるようであれば、区として対応を検討していきたい。

(会長より)

良い取り組みなので、区民の皆さんに分かって頂くとより一層共生社会への取り組みが進むのではないかと。ホームページにテキストデータを掲載すると、より一層活用しやすくなると思う。

(質問)

ホームページに掲載しているとのことだが、ワイプのような形で手話を掲載して頂く予定はあるか。

(回答)

ワイプで掲載するのは対応が難しいと思うが、そうした手法についても今後研究していきたい。

(3) 相談支援機関会議報告

第61回の主たる話題は、自立生活援助の事業が全国的に広がっていない状況について。中野区では自立生活援助の支給を受けている方は3名になる。今年10月に予定されている児童発達支援の無償化について。移動支援事業は現在は7月末で一斉更新となっているが、事務処理の効率化を図るため、更新の場合は申請書の提出が必要であったが支給量に変更がない場合は申請書の提出は不要という形で利用する方の負担軽減を検討している。今年4月から始まった精神障害者に対する中野区障害者福祉手当の支給については、現在まで41名の方が申請されている。中野区役所の組織改正等について。

第62回の主たる話題は、障害児の緊急一時保護事業について。母子寮で行われているひとり親家庭の緊急一時保護事業では障害のある方は受入れが難しいため、利用ができずに区外の短期入所の事業所を利用せざるを得ない状況がある。HSC (High Sensitive Child) のお子さんの事例についてご相談があり、このお子さんについては障害というところでの対応に該当しなかったため、一般的な引きこもり、不登校への対応ということでサービスのご案内を行った。施設入浴事業のサービスのご案内として、情報提供を行った。

(質問)

いずれの回も精神障害の方のケースが非常に多いようだが、区として退院支援のためにやれること、やりたいことの計画があるか。

(回答)

精神障害の方の地域移行、退院支援については、法定給付の地域移行を行う前に退院患者の意欲を促進する場が必要だという声が現場から上り、今年度から地域移行プレ事業という形で地域移行に結びつく前にコーディネーターが精神科病院を訪問して、退院意欲の喚起を図りながら地域移行を行うための一般相談支援事業所に結びつけるまでの支援を行う事業を始めている。また措置入院患者の退院の計画支援については、保健養護を中心として行うが今年度から法改正に基づいて支援計画を作成する体制作りを始めたところである。

(意見)

630調査の結果を見ると、八王子や青梅など遠いところに入院されている方が多いので大変だと思うが、何とか頑張ってください。

(質問)

児童発達支援無償化について、無償化後に新たに受給者証の発行を行わないということだが、事業所やご本人、ご家族への周知は必要ではないか。その方法はどうなっているのか。

第62回の主たる話題で、障害児等のひとり親家庭緊急一時保護事業で受入れ不可となっているのはどうしてなのか。またHSC（High Sensitive Child）は障害が無いという書き方になっているが、障害がある状況なのではないか。いわゆる受給者証は手帳に限らず、障害者総合支援法の中では必要があった場合にはサービスが受けられる仕組みがあるのではないか。

（回答）

児童発達支援無償化の周知方法として国が示しているのは、前々月（8月以降）に利用している方や事業所に無償化のお知らせをするチラシやポスターが都道府県に届き、それを受けて区でも各利用者や当該事業所への周知を行う。母子生活支援施設さつき寮については、障害児については対応しきれないと言われていると聞いている。HSC（High Sensitive Child）については、生活のしづらさはあると思うが、障害者総合支援法の対象となるかどうかというところでは、精神科医のICD-10コードに該当する精神疾患があるという診断があれば、手帳が無くてもサービスを受けることはできるが、疾患ではないという定義をされているようなので、現状ではHSCの方に障害者総合支援法のサービスを提供することは現状では難しいと考えている。

（質問）

状態から疾患ではないとは思えないが、不登校のお子さんが使えるサービスを利用することはできるのか。

（回答）

障害がゆえに不登校という方もいらっしゃるが、障害をお持ちではないが不登校という方もいらっしゃる。障害がないとなってくると、区としては障害福祉サービスを利用することは残念ながら対象とならないという判断をさせて頂いた。

（質問）

そうすると、ご本人にとってみれば、どこでもサービスが受けられないということにならないか。

（回答）

一般の青少年の健全育成の引きこもり対策のジョブカフェ等のご案内はできるが、障害のサービスとなると残念ながら現在の状況ではご案内することが難しい。

（意見）

制度の壁があってサービスを何も利用できないという状況をどうにかしないといけないというのも、一つの課題だろうと思う。サービスを受けられないという状況がないように、区でもご検討お願いしたい。

（質問）

せせらぎでも1名、HSCの方がいらっしゃる。HSCの方は区内にたくさんいらっしゃるのか。

（回答）

今回、相談があって初めてHSCの症例を耳にした。

（質問）

せせらぎを利用している方は、何を根拠にせせらぎを利用されているのか。

(回答)

せせらぎを利用している方は、受給者証が必要無いところの利用となっている。

(4) 相談支援部会報告

今年度は中野区の相談支援体制のあり方について、児童に関する課題、介護保険への移行と連携に関する課題を話し合うグループに分かれて討議を行い、3月と4月では討議した内容をまとめる作業に入っている。4月の部会の記録の5ページに具体的な事業所の名称が入っている。世間一般的に高校を卒業した後は大学へ進学する方が多くなっているが、障害のある方は特別支援学校を卒業後に就職する方が多い。そこに福祉サービスでありながら、就労というより学びの場としての利用をして最終的に就職するという新たな形での利用ができる事業所ができています。

(質問)

障害をお持ちの方のご家族が高齢になって、介護保険サービスを利用されるケースがある。すこやか等の障害者相談支援事業所と介護保険の部署で連動して、そのご家庭のサポートが取れるとよいと思うが、具体的な流れの整理等について、どのような話し合いが持たれているか教えて頂きたい。

(回答)

障害者相談支援事業所と介護保険の連動について、システム的に決められたことは現状では無いと思う。各すこやかは地域包括支援センターと一緒にいるので、一緒に動ける体制にはあると思うが、一緒に動くことはほとんど無いのではないかと。相談支援部会の中で話し合われたことは、介護保険に移行する1年前から地域包括支援センターと連携して訪問や面接しながら準備を行っていく事例があがった。これは各すこやかで必要に応じて行われていることで、全ての方に対して連携して行っていることではないので、これも課題の一つだと思う。

(意見)

児童に関しては、障害が見つかり中野区療育センターゆめなりあ、中野区立療育センターアポロ園につないでいるが、障害を見つけたところ(すこやか子ども担当等)と相談支援事業所のシステム的な連動についてはまだ出来上がっていないと思う。お子さんについては、発達の段階にあるので知能検査などが必要になってくるが、それを何度も受けるのは負担になる。個人情報保護等の課題はあると思うが、既存のデータの共有がなければ相談支援事業所、勘案調査を行うすこやか、学校へ繋ぐ、学校から福祉サービスにつなぐ場面をスムーズにすることは難しい。問題の大元はシステムの整備が重要であると感じている。各々の努力では改善するのは難しい部分であるので、整備の中で対応をお願いしたい。相談支援部会は問題の抽出が明確で、勉強になっている。この件に関しては、相談支援部会の中だけで感じている問題ではなく、区の連動の部分の問題だと思う。そのため地域支え合い推進部があって、その中で子ども、成人、高齢者の部分は各すこやかに配置されていて貴重な場面だと思うので、よろしくをお願いしたい。

(グループ①まとめ役の安西副部長からの報告)

今いろいろとご意見を頂いた件については、部会員の中からも同じ意見が上っている。それを現状の流れを追いながら表を作成したり、その中の課題を整理している。出来上がったら、それをもと

に皆様と考えていけるとよいと思っている。部会員からの、この課題についてはこうしたらよいのではないかという案も掲載しているので、それについても情報共有できればと思っている。

（意見）

色々な制度ができると、そこで切れてしまうことは起こることであるが、支援を行う側は経営やシステムやサービスの内容を意識しながら行っているつもりでも、当事者の方のためにという部分から遠ざかってしまうことがあるので、やはり当事者の方のためのシステムやサービスでないといけないということを念頭におかないといけない。

（感想）

ある事業所では1年目と2年目は自立訓練事業、3年目、4年目は就労移行支援事業のサービス提供を行い、その後就労したものの定着に結びつけるのが難しく、地元の就労支援センターに戻ってくるケースがあるので来期に取り上げたいということだが、就労支援部会とは違った視点で話し合ってもらえることを期待したい。中野区障害者福祉事業団の就労支援センターでも、2年の就労移行支援の利用の後で相談に来られる方がいらっしゃるが、その場合引継ぎが行われていない。ハローワーク、すこやかからの紹介なので、就労移行支援事業所との連携の体制がないとご本人が困ってしまう。

（意見）

今後は事業所の具体的な名称は記録には掲載しないようにしたい。この事業所を例にして、従来とは違う流れができたということをお伝えしたかった。

（5） 地域生活支援部会報告

3月は大家さん向けセミナーPart7の振り返り、平成30年度の活動内容の振り返りを行った。4月は部会をお休みして、5月9日に第6期後期の第1回の部会が行われ、平成30年度の活動内容の振り返りをふまえて今年度の活動内容について意見交換、実際の部会の進め方について話し合いを行った。大家さん向けセミナーについては内容を変えながら今年度も継続したい、近隣区や区内の施設等の見学会、活動を通してパンフレット等の成果物を作成してはどうか等の意見が上った。

（意見・質問）

大家さん向けセミナーPart7は大家さんの参加率が低かったとのことで、それは以前からそういう状況だったと思うが、今後は同じ形で開催するのではなく工夫が必要な時期ではないか。精神障害の方は地域で独居の方が圧倒的に多いとのことだが、実際に精神障害の方は独居している方が多いのだろうか。

（回答）

精神障害の方の一般相談や計画相談等に携わっている部会員がいて、そのような意見が上っていたが、確かに身体障害のある方や軽度の知的障害の方で独居の方もいらっしゃるかもしれない。実数

を調べたり、把握ができていないわけではないので、正確な数字は分からない。大家さん向けセミナーに関しては、タイトルの工夫、対象とする方も幅広く検討できればいいのではないかと、部会の中で話し合いを始めたところである。

（意見）

区独自で、いわゆる生活実態調査を行っていないかもしれないが、実態が分かることによって、計画が組み立てやすくなり、大家さん向けセミナーの工夫もしやすくなるかもしれない。アンケート調査のようなものを地域生活支援部会で行ってみるかどうか、それも踏まえて検討して頂ければと思う。

（6） 就労支援部会

3月の部会では、平成30年度報酬改定による運営への影響と、平成30年度に創設された就労定着支援について、官公庁による障害者雇用について話し合いを行った。就労継続支援B型については平均工賃による報酬評価がされるようになり、前回の全体会で中村会長が全国社会就労センター協議会（SELP）が調査の結果をホームページで公開しているとおっしゃっていたので、さっそく確認して昨日の部会で部会員へ情報提供を行った。調査結果の中で、重度障害者が排除される懸念があるというまとめがあり、それは平均工賃で報酬の評価をしていくのであれば想定されることだと思われる。4月と5月の部会では活動内容の振り返りを行い、居場所としての就労、福祉的就労という中での取り組みや課題についてまとめを行い、その通所の中での生活支援に焦点を当てて話し合いを行っている。障害福祉サービスは、高齢者のサービスを行っている機関との連携がまだまだ足りない、介護保険へのスムーズな移行をどう行うかという課題が出ているので、今年度は取り上げていきたい。官公庁の障害者雇用のあり方、どうあって欲しいのかについても、焦点を当てていきたい。

（意見）

障害者総合支援法の改正で就労継続支援B型の運営においては、加算が無くなったことによる減収が見込まれる事業所が多く、1年経過したところでの調査報告によると、6割の事業所で減収、4割は変化なし、もしくは増収となったとのこと。自法人の就労継続支援B型では、目標工賃達成加算の廃止により減収が見込まれたが、開所日数を増やし、日々の声掛けで利用者の方に通所して頂くことで減収は避けられた。6割が影響を受けた、4割は影響を受けなかったということではなく、4割の変化なし、もしくは増収となったところも何らかの影響は受けているので、実際は6割以上が総合支援法の改正による影響があったということ、付け加えさせて頂きたい。

（意見・質問）

報酬改定の影響調査は、全国社会就労センター協議会（SELP）だけでなく、きょうされん、一般社団法人ゼンコロでも行っている。比較的就労を重要視していたところについて、いわゆる就労継続支援A型事業所でいうと、時間を重要視した報酬体系になっているので他の労働者と同じような時間を提供していれば報酬は上がっていくことになる。就労継続支援B型は支払い工賃によって報酬が決まるため、工賃は低いけれども少しずつでも工賃が上がるように努力している事業所について

は努力が報われない形になってしまうなど、様々な問題がある。就労移行支援については、前年度実績が無い場合は加算の対象から一切外れてしまう。所属している法人にはいくつかの事業所があるが、同じ就労継続支援B型でも一つは増収、一つは減収となっている。そこで行っている事業の内容によって、確実に線引きされているということについては、実績評価と言えども本当に苦勞しているところが評価されないという懸念がある。今般の障害者雇用水増し問題によって、公務員採用試験が行われて754人が合格したとのこと。民間企業から公務員へ転職した方もいると聞いている。いわゆる企業と官公庁で人材の取り合いになるのではないかという声や、雇用率を達成するための雇用であって、充実した就労の場になっていくのか検討されていないのではないかという懸念もある。中野区内の民間企業、施設から公務員試験にチャレンジして合格した方など、実態は把握できているのだろうか。またハローワークで、民間企業から公務員へ転職した方の実態を把握することはできるのだろうか。

(回答)

機微な個人情報なので、ハローワークで実態を把握することは難しい。

中野区障害者福祉事業団の就労支援センターに登録している方が3名、国家公務員試験に合格した。内2名は民間企業からの転職となる。

(意見)

働く場所が広がっていくことは歓迎すべきだが、就労の内容については注視していく必要があると思う。超党派の議員連盟である障害者の安定雇用・安心就労促進をめざす議員連盟(略称インクルーシブ雇用議連)から、今回障害者雇用促進法が見直されたため付帯決議が示された。いわゆる雇用促進法のなかでは、企業が採用をした際に送迎が必要な方については一切触れられておらず、送迎や企業内のサービスについても企業の責任で行うというのがこれまでの流れであった。ところが付帯決議のなかでは、送迎に対するサービスを制度的に検討する中身に触れている。また企業の中でも福祉サービスが受けられるよう検討しようとインクルーシブ雇用議連から意見を提案していたが、それが少し付帯決議の中に盛り込まれたようだ。付帯決議は内容が公表されるので、内容についてこれまでと少し違う印象を持たれると思うので、ぜひ確認して頂きたい。

(7) その他報告・提案事項

【 差別解消部会 】

差別解消の地域協議会が法で定められており、中野区の場合は自立支援協議会の全体会に部会を設置することで対応している。まだ対応していない自治体もあるようなので、そういう意味では中野区の中で部会として差別解消部会を設けたということ、何より当事者の方が中心となって部会を作っているということで期待される部会となると思うので、積極的に活動して頂きたい。

【 居宅系事業者連絡会 】

3月12日に研修会を行った。研修のテーマは「精神疾患・障がいとの向き合い方 より良いきづきと対応のコツ」、講師は中野区保健所長 向山 晴子氏。参加者の方はヘルパーという立場で関わっている方なので、現場での悩みが色々語られて、それに対して講師の向山先生から具体的なア

ドバイスがあった。精神障害の方の対応が難しいという声があり、3年続けて精神障害の方にスポットを当てたテーマで連絡会（研修会）を開催している。参加した方から研修会をもっと開催してほしいというご意見があり、大きな法人や事業所は独自で研修を行っていると思うが、障害福祉サービスの事業所は小規模な事業所もあるので、居宅系事業者連絡会でどこまでフォローできるかという点で難しいところはあるが、中野区全体の人材育成という大きな視点で検討していければ、と考えている。

（感想・意見）

訪問介護でサービスに入る際に、どうして服薬状況などの医療情報が得られないのか。夕食後に何を服薬しているのか等は分かった上でサービスに入ってもらった方がよいと思う。

（回答）

どうして、そのような状況になっているのか、具体的な説明は無かった。事業所内の情報共有の問題もある様子。

（質問）

体調不良で居宅介護のサービスをキャンセルするというのが、よく分からない。体調不良の時こそ、ヘルパーが必要だと思う。

（回答）

体調が悪い時はヘルパーに来てもらいたくない、よけいに負担を感じるということだと思う。

（意見）

誰かが来るのが煩わしいということかもしれない。

（意見）

事情が色々あると思うが、お節介かもしれないけれど体調不良の時こそヘルパーが必要なのは、という視点をヘルパーが持って対応する必要があるということかもしれない。

【 施設系事業者連絡会 】

先日、世話人と区の事務局で打ち合わせを行った。集まっている事業所が通所施設、入所施設、グループホームなど多岐に渡り、法人格も様々なので、共通で話し合えるテーマとして考えたのが、人材の採用や定着、育成について、災害時の対応について。中野区の防災計画をきちんと理解している事業所はあまり無いのではないかと思うので、そこを把握、理解する必要があるのではないか。できれば中野区の防災担当の方からお話を聞く機会を設けられるとよい。初回の連絡会で今お話ししたことを提案して、意見交換を行いたい。

（意見）

障害分野に関しては、制度が動いていく中で地域のニーズが明らかになって、対応しなければならぬところが見えてきたが、人を集められずその事業に踏み切れないということが一方であるような気がする。対応していくための人材確保については、事業所ごとというより、体系別に区全体で工夫して人材確保をすることを考えなくてはいけないのではないか。外国人の方を採用している

事業所はありますか（→挙手あり）。一概に言えないと思うが、中には外国で資格を取ろうという志の高い方もいらっしゃるのでは、個人的な意見になるがこれからは外国の方の力も借りる時代になってきたのではないかと。全体会でも、人材確保や育成については全体会でも課題としたほうがいいのではないかと。

（意見）

社会福祉協議会主催の就職相談会の様子を見てみると、意欲が下がっているわけではないと思う。昨年度の就職相談会に人数が多く集まったのは、ハローワークに長い期間掲載できたという理由が大きい。潜在的に福祉の仕事に興味のある人材が集まってくれたということだと思う。昨年度はそのような傾向が見られた。

（会長より提案）

それぞれの事業所に持ち帰って、一緒に人材確保についてどのようなことができるか、検討して頂ければと思う。

【 情報提供 】

◆近藤委員（特定非営利活動法人すばる会）より◆

特定非営利活動法人すばる会35周年記念企画

「星に語りて-Starry Sky-」上映会（音声ガイド・字幕付き上映）

2019年6月4日（火） 会場 野方WIZ 野方区民ホール

1回目 13:30 開場 14:00 開演

上映後 舞台「私たちの3.11 すばるからのメッセージ」

2回目 18:00 開場 18:40 開演

上映後 藤井克徳氏（日本障害者協会代表・きょうされん専務理事）

「あの日 今 これから つたえ つなぐ -この映画にこめられた思い-」

◆関口委員（権利主張センター中野）より◆

○本日より衆議院に成年後見制度権利適正化法案の審議入り

○医療基本法の制定に向けた議員連盟が2月6日に議員設立総会が開かれ、医療基本法に向けて動き出した。医療基本法に関する学習会を、5月29日（水）18:00～20:00、スマイルなかの4回多目的室で行う。講師は鈴木利廣氏（弁護士・すずかけ法律事務所）。

○公立福生病院事件（透析中止事件）を考える院内集会

日時 2019年6月6日（木）15:00～17:00

場所 衆議院第2議員会館3会議室

報告1 冠木克彦弁護士、報告2 斎藤義彦毎日新聞記者

備考

次回日程 令和元年7月17日（水）13:30～15:30
中野区役所 7階 第10会議室